

報道関係者 各位

平成29年6月9日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 増井 啓秀

(直通電話) 03-5403-2205

EMGマーケティング（愛知便宜供与団交）不当労働行為再審査事件 （平成27年（不再）第54号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成29年6月8日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～団交申入れの時点において団交議題との関係で団交の前提である労使関係が存在しないとして、初審の救済申立却下を維持した事案～

本件団交申入れがされた時点においては分会の組合員は全員会社を退職し、会社と組合員らの雇用関係は確定的に終了しており、また、本件団交申入れに係る交渉議題は専ら分会の組合活動に関する事項であって、分会の組合員と会社との間の解雇又は退職の是非やそれらに関する条件等の問題ではなかった。以上によれば、本件団交申入れの時点においては、分会と会社は、本件団交申入れに係る議題事項との関係では、団体交渉の前提となるべき労使関係を欠いていたというべきであり、分会は、使用者が団体交渉を義務付けられる相手方には当たらず、本件救済申立てにおいて分会が主張する事実は不当労働行為には該当せず、かつそれが明らかな場合に当たる。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合中京分会連合会エッソ名古屋支店分会（「分会」）（名古屋市）組合員3名（平成29年2月現在）

再審査被申立人：JXTGエネルギー株式会社（EMGマーケティング合同会社承継人）（「会社」）（東京都千代田区）従業員592名（平成27年末現在）

II 事案の概要

- 本件は、組合掲示板及び組合事務室の新規貸与を議題とする分会の団体交渉申入れを会社が拒否したことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。
- 初審愛知県労委は、分会が会社に団体交渉を申し入れた時点において分会の組合員に現に使用者と雇用関係にある労働者が存在しないこと等を理由に、本件救済申立ては労働委員会規則（労委規則）第33条第1項第5号の「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかであるとき」に該当するとして、分会の本件救済申立てを却下したところ、分会が再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 本件初審の審査手続について

分会は、愛知県労委の審査手続には不備があり違法であると主張するが、初審決定は当事者の主張、立証を踏まえて認定及び判断をしたものであり、提出された主張や証拠文書によれば、その判断に必要な主張及び立証は相応に尽くされているといえるのであって、初審の審査手続には特段の違法はない。

(2) 分会の主張する事実の労委規則第33条第1項第5号該当性等について

ア 本件団交申入れがされた時点においては分会の組合員は全員会社を退職しており、かつ、再審査事件が係属中の組合員（2名）についても、仮に同人らが再雇用されたとしても、その期間をみずれも既に終了していたことが認められるから、会社と組合員らの雇用関係は確定的に終了していた。そして、本件団交申入れに係る交渉議題は、専ら分会の組合活動に関する事項であり、分会の組合員と会社との間の解雇又は退職の是非やそれらに関する条件等の問題ではないことは明らかである。

以上によれば、本件団交申入れの時点においては、分会と会社は、本件団交申入れに係る議題事項との関係では、団体交渉の前提となるべき労使関係を欠いていたというべきであり、雇用関係がある場合と同様に解すべきとはいえない。したがって、分会は、使用者が団体交渉を義務付けられる相手方には当たらない。

そうすると、本件救済申立てにおいて分会が主張する事実は不当労働行為には該当せず、かつそれが明らかな場合（労委規則第33条第1項第5号）に当たる。

イ なお、分会は労働組合法第7条第2号違反と主張するが、本件団交申入れは、分会に現に従業員である組合員も、従業員に復帰して業務に従事すべき組合員もいない状況においてされ、さらに、17年以上も分会役員が選出されない状態が続いていたことに照らせば、会社が分会が実在することについて説明を求めたのも無理からぬところであるが、分会は、会社の要請に対し全く応答しなかったとの経緯に照らすと、本件団交申入れに応じなかった会社の対応にはそれ相応の理由と根拠があるから、労働組合法第7条第2号に違反するということとはできない。

【参考】

初審救済申立日 平成27年7月13日（愛知県労委平成27年(不)第7号）

初審決定交付日 平成27年11月27日

再審査申立日 平成27年12月3日